

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価意見**

令和4年度

令和5年5月31日

**構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会**

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、5特例措置について評価等を行い、意見を取りまとめた。

2. 令和4年度の評価について

(1) 評価の進め方

評価等の対象となった規制の特例措置について、地域活性化部会、教育部会及び医療・福祉・労働部会の各専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に規制の特例措置の効果や事業実施状況の調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査を実施し、それらを踏まえて検討を行った。

同部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価意見等の概要

評価等の対象となった5特例措置（816, 941, 1123, 1308, 1310）のうち、1特例措置（1308）については全国展開が適当との評価とした。

また、4特例措置（816, 941, 1123, 1310）については、適切な時期に再度評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「学校設置会社による学校設置事業（816）」については、調査結果を基に、弊害、効果等について、様々な意見が出された。このため、本特例措置は、令和5年度に評価を行うことが適当と判断するとの意見とした。
- 「臨床試験専用病床整備事業（941）」については、活用自治体及び活用医療機関は、本特例措置の効果を認め、今後も活用を続けていくこと、現在本特例措置を活用している医療機関において、第1相の臨床試験自体については、シーズを見つけることの難しさなどもあって件数は多くないが、平成30年度以降、毎年1、2件、行われていることが確認された。このため、関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行うことが適当と判断するとの

意見とした。

- 「研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（1123）」については、発電設備の運転時間が短かったこと、現在活用されている区域計画は、2022年から10年間の計画になっており、その後も継続して特定事業を行うためには、更新が必要であることが確認された。このため、①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間2年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行うことが適当と判断するとの意見とした。

- 「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業（1308）」については、関係府省庁の調査によれば、実利用者である処理業者、排出事業者及び自治体からの回答からは、全国展開に伴う弊害は特にないとのことであった。また、パイプラインの設備投資、メンテナンスコスト等を加味しても、経済的合理性があること、その他、ローリー搬送作業におけるホース繋ぎ作業での内容物の環境放出、労働者暴露の軽減などの経済的社会的効果があることが確認された。このため、本特例措置は、全国展開することが適当と判断するとの意見とした。

- 「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（1310）」については、調査結果を基に、弊害、再評価の条件等について、次のような意見があった。
 - ・以下の状況から弊害が発生すると懸念されることから、本特区を現時点で、全国展開すべき状況ではないと考える。
 - ①特区以外の地域で、ヤギの放し飼い防止条例が策定されていない。
 - ②ノヤギが確認されている地域は、離島等の一部地域にも関わらず、狩猟免許は全国共通である。
 - ③ノヤギ特区の先行地である奄美大島においても、と畜場法と化製場法の制度的な問題が解決していない。
 - ・再評価の条件としては、以下が考えられる。
 - ①ノヤギの生息地域で、ヤギの放し飼い条例が策定されること。
 - ②狩猟による捕獲をしたいという地域のニーズ(特例措置の申請)があること。
 - ③と畜場法及び化製場法の問題が解決すること。
 - ・と畜場法及び化製場法の問題は、別途、狩猟鳥獣の指定の話とは切り離して検討すべきであること。
 - ・生息地が限られている狩猟鳥獣の例は既にあり、試験などの負担は、その場合と同様であること。

このため、関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う、また、本特例措置の評価は、上記報告等を踏ま

え、評価委員会が適当と認める時期に行うことが適当と判断するとの意見とした。

3. おわりに

特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域推進本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

当委員会としては、今後とも、特例措置の評価等を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいりたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げます。

令和4年度評価意見等

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見等
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	その他 (令和5年度に評価を行う。)
941	臨床試験専用病床整備事業	厚生労働省	省令	その他 (本特例措置を使った臨床試験の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。)
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	経済産業省	省令	その他(①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績(累計運転時間2年程度)が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度(2031年度)のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。)
1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業	環境省	省令	全国展開
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	環境省	省令	その他(他地域の活用に向けた意向と取組状況を引き続き踏まえて評価委員会が適当と認める時期に評価を行う。)

評価意見

①	別表 1 の番号	816
②	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が学校を設置することを可能とする。
⑤	評価	その他（令和5年度に評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校種を問わず、総じて「効果が発現している」との回答であった。 ・具体的には、意思決定の速さなどの株式会社立のメリットを活かし、効率的な学校運営に努めつつ、英語教育、不登校、IT・デジタル、学び直しなど、現行制度ではカバーし切れない特色ある教育機会を提供する場として機能している点や、公立学校との交流授業や学校施設の開放、ボランティア・体験学習・地域イベント参加を通じた地元住民との積極的交流、地域における生涯学習への寄与などによる地域活性化の効果がみられた。 ・入学の動機は学校の雰囲気やカリキュラム、先生の熱意などで株式会社立を理由とした回答はなく、また入学後の満足度も総じて高かった。 ・小学校、大学については、大きな弊害は認められなかった。 ・高等学校については、上記の通り地域活性化への効果が認められたものの、一部の認定地方公共団体において、専門知識を有する人材不足により適切な指導管理体制が確保されておらず、また、毎年度実施している学校評価を認識不足により公表していないとの回答があった。 ・教育上の効果として、不登校や中途退学など特別な配慮を必要とする生徒への教育機会・再チャレンジの機会の確保や、豊かな自然環境など地域の特色を活かした教育の提供など、経済的社会的効果として、特区区域内における転入者や交流人口の増加、スクーリング等による宿泊需要や飲食等関連消費需要の増加、新たな設備投資需要や雇用創出、税収増、地域住民との交流等による地域活性化、リスキング機会提供によるキャリアアップや復職・転職等への寄与等による人材育成への貢献などの回答が寄せられた。 ・効率的な運営のため、デジタル技術の活用や資材調達等の一元化などの工夫を行っており、その結果、教育の充実による生徒の学力や進学実績等の向上につながっているなどの回答が寄せられた。 ・株式会社立のメリットとして、意思決定の速さ、資金確保の容易さ、独創的かつ先進的な教育の提供、現行の教育制度ではカバーしきれない多様な教育ニーズへの柔軟な対応、より実務指向の教育が行いやすいなど、デメリットとしては公的助成や税制面の優遇がないなどの回答があった。 ・入学のきっかけは、株式会社立かどうかではなく、特色ある教育、先生の熱意や学校の雰囲気、オンラインによる学びやすさ、学生生活の自由度の高さ、実績などで選んだという回答が多く、入学後も人間関係面での成長を実感した、希望の大学に合格できた等、満足度も総じて高い。 ・すべての株立小学校が学校法人化を指向しているが、資産要件や所轄庁（都道府県）が新規設置を認めていない等の課題があるとの回答があった。 ・大学について、一部の認定地方公共団体より、変更が生じる場合の変更申請の可否や、内閣府及び文科省手続きのスケジュール等の明確化を要望する回答があった。 <p>関係府省庁の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の安定性や継続性、水準の確保に関して弊害が生じているという結果であった。 ・具体的には、学校経営面（収支状況、定員充足率、廃校等の状況）、教育研究面（法令違反や不適切な教育活動、教育研究経費の割合）、認定地方公共団体における管理体制（評価結果の未公表、適切な指導監督体制の未確保）

のいずれにおいても、前回調査時と同様に課題が見られた。

- ・学校経営面については、①高等学校以下については、直近5年間で学校部門の収支状況が赤字の学校は約25%であり、過半数の学校が定員充足率が60%未満となっている。また、本制度開始から約20年の間に高等学校は28校中3校が廃校(11%)し、9校が学校法人立化(32%)しており、安定性・継続性に大きな懸念があると言わざるを得ない上に、今後の少子化の影響(15年後の15歳人口は令和4年度比で25%減)を踏まえれば、これが一層深刻なものとなることが懸念される。②大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校(71%)が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、新設校もない状況が続いている。また、定員が未充足の学部・研究科は今も存在している。
- ・教育研究面については、①高等学校について、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動に該当する例をはじめとして、添削課題を択一式や短答式のみとしている例や添削指導で解説を付さない例、当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている例、学習指導要領で定める面接指導の時間数を満たしていない例、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免等の不適切な運用を行っている例、試験問題が全て選択式であったり、添削課題の抜粋であったりする例、学習が終わっていない中に試験を実施する例、図書室など校舎に備えるべき施設が設けられていない例などの法令違反や不適切な教育活動等の事例が多く見られた。②大学について、教育研究経費の収入に占める割合は最大でも2割程度であり低い状況(大学全体の平均は40.4%)。また、認証評価において1校は不適合との評価を受けている上、他の1校についても1専攻は不適合とされその後廃止、もう1専攻も不適合の後、複数回を経て適合との評価を受けている。教員の雇用形態についても2校が不適切な状態にある。このように、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られた。
- ・認定地方公共団体における管理体制については、小学校及び高等学校を設置認可する19認定地方公共団体のうち、5自治体(26%)において特区法で義務づけられている株立学校の評価結果の公表を行っておらず、学校評価において株式会社の経営状況の確認を行っていない例も見られた。また、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制の確保が求められてきたにもかかわらず、14自治体(74%)では担当者に教育事務経験者が含まれておらず、適切な指導監督が困難となっている実態が見られた。
- ・本特例措置の全国化に係る意見については、認定地方公共団体においては、半数以上の自治体が「現時点ではわからない」と回答し、「引き続き検証が必要」とする意見のほか、学校の安定性・継続性の確保の観点から「全国化すべきでない」とする意見が複数あった。また、認定地方公共団体が所在する都道府県においては、約4割が「全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要」とし、残りの約6割が「現時点ではわからない」と回答。
- ・各学校種については、
 - ①小学校について、これまで設置されたのは3校のみであり、うち1校は令和3年4月に開設されたばかりであることを踏まえ、引き続き検証が必要。
 - ②高等学校について、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動を含め違法・不適切な事例が引き続き多数見られること、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、株立学校に対して適切な指導監督を行うことが

できる認定地方公共団体の体制の確保が求められているにもかかわらず、引き続き体制が不十分な自治体が多くあることが判明した。さらに、廃校や学校法人立化する割合も高く、継続性・安定性の観点で懸念があり、少子化の影響によりこれが一層深刻なものとなる恐れがある。このような現状等を鑑みれば、本特例措置における通信制高等学校については更なる是正により運用の適正化を図る等の見直しを行う必要があると考える。

③大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、現在は4校のみで新設校もない状況が続いている。教育研究経費比率は最大でも2割程度であり大学全体の平均よりかなり低く、また、一部の大学は認証評価において不適合との評価を受けているなど、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られる。法人全体の経営効率化等のため、当該事業が簡単に廃止され得ることが明らかになっているなど、教育の安定性・継続性、質の高い教育機会の確保等の観点から懸念がある。

教育部会においては、

- ・弊害が、主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否かを考慮する必要がある。
- ・調査・評価委員会の調査によると、特区制度の効果（特区制度を活用して、例えば、教育の国際性、多様性、先進性を補う。）が出ているとのことであり、この点は評価する必要がある。
- ・特区制度の効果がないとはいわないが、株式会社立の学校が、特に特徴がある、又は、進んでいるという認識はなく、学校法人立でも、特徴がある、又は、進んでいる教育が行われている学校は沢山ある。
- ・通信制高校に関しては、データをみる限り、特区制度ができた平成15年度以降、数が倍増しているが、株式会社より、学校法人による設立の割合が多くなっており、学校法人による設立について参入障壁があるようには思えない。
- ・株式会社立の学校は、1割を超える学校が廃校になっており、一般的に見て明らかに高く、継続性・安定性に大きな懸念がある。
- ・株式会社立の学校の場合、認可が要らない分、いろいろなチャレンジができる一方で助成金もないということだと思う。
- ・世界的に、いわゆるプロフィットの大学等教育機関の持っている安定性・継続性の問題を考えると、今後どのくらいニーズが伸びるのかどうかという問題は重要である。
- ・大学に関しては、新設校はない状況が続いている。通信制高校に関しては、定員充足率が非常に低い学校が株式会社立について多い。当該自治体が、地域活性化に特例事業を活用したいというローカルなニーズはあるのかも知れないが、少子化の中で共倒れの可能性が高まるのではないかと懸念している。
- ・高校に関しては、少子化ではあるが、日本では高校進学率が非常に高いため、従来の高校にはないニーズを拾っていく主体として株式会社立の学校は重要かと思っている。
- ・通信制高校は、学校法人立及び株式会社立について、個々の学校ごとに、在籍率の差が大きい。また、通信制教育は、教育の質を落とすことでコストカットしやすい仕組みになっている。
- ・過去に株式会社立の学校で、杜撰な経営が行われたことは問題であり、全国展開は時期尚早であると思うし、しっかり改善していく必要がある。
- ・全国展開は適切な状況ではないとの見解は理解する部分がある。その上で、公的助成・税制優遇がない中で、株式会社立学校は、安定性・継続性がないから、不適切だという結論は納得できる状況にはなく、学校法人立と前

		<p>提条件を一定にして比較する必要がある。・設置者が、株式会社であろうと学校法人であろうと、学校としての法的位置づけに差がなく、子供たちの学び、ニーズに応じた教育を保障していくことが大事。設置者が学校誘致の意向を強く有する市町村であることは、安易な認可と指導監督の不足を招く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区制度について、認定市町村の役割が重要だが、何かあったときに、改善するというシステムが働いているか非常に心配である。学校法人については、都道府県に担当部署がある。 ・小学校については、報告書で明確に特出しした課題があるということは示していないものの、実際、特色がある教育が行われているのは事実であると認識している。他方で、臨時免許状で勤務をしている者が明らかに多い状況。教員の給与についても、一般水準より大変低い。小学校については、義務教育であるため、これを全国化していくことは、非常に社会的影響が大きい。 ・大学については、実務家教員による効果的な教育、産業界のニーズを踏まえた教育が行われていることは、調査において現れていると認識している。一方で、教育研究への注力の度合い、最近新設の学校がない等の点を踏まえると、全国展開に至るような状況ではない。 ・本特例制度について、意味がない、廃止すべきとまでは思っていないが、今回の調査において、課題は引き続き存在していると指摘した。個別具体的な学びとか不登校対策でいろいろなタイプの居場所が必要であるという点は、文部科学省も進めているところであり、それは普通の学校、不登校特例校、教育委員会が整備する適応指導教室、あるいはNPOと協力しながら子供たちに居場所を提供する場合等、いろいろなタイプの居場所をつくっている。 ・学校と名乗る以上は、継続性・安定性に関する学校というものに対する信頼に応えるべき。継続して一定の質以上の活動を行うことが大切であり、パイロットだから多少不備があってもという考え方は持っていない。そのチェック機能を認定市町村が果たしているのかということ疑問。 特に、義務教育については、憲法上の教育を受ける権利を保障するために義務教育制度を整備しているので、学校と名のつくところに行ったのに思わぬことが起きたということがあってはならず、かなり慎重に考えるべきだと思っている。全国化というのはそう簡単に議論できることではないと思っている。 <p>などの意見があった。</p> <p>以上より、教育部会においては、本特例措置について、指摘されている課題を受け止め、整理し、対応措置を検討しつつ、令和5年度に評価を行うことが適当と判断する。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>特区を含めた様々な手段を活用して多様な教育へのニーズに応える必要性や学校の継続性・安定性等に対する信頼に応える必要性等がある中で、本特例措置については、認定地方公共団体における指導監督体制の整備及び毎年度の評価等を踏まえた教育環境の改善などに関する課題が生じていることを踏まえ、各事業者や認定地方公共団体において、適正・適切に実施されていく必要がある。このため、関係府省庁は、効果や弊害が主として本特例措置に起因するものであるかについても検証しながら、現在指摘されている課題を踏まえ、事業の適正実施、多様な教育の実現等のために必要な是正措置等の検討・対応を行い、評価委員会へ報告を行う。本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、令和5年度に行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	9 4 1
②	特定事業の名称	臨床試験専用病床整備事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	治験・その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間が概ね 10 日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。
⑤	評価	その他（本特例措置を使った臨床試験の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置活用病院を中核とした臨床研究・治験ネットワークを整備し、市内医療機関を活用した他施設共同臨床研究体制を確立させることで、当該市として臨床研究・治験を推進していくことを目的として、本特定事業を実施している。そのため、当該病院において本特例を活用することで所期の目的を果たしている。 ・ 特例措置活用病院において、平成 30 年以降、臨床試験（I 相）が数件実施されているが、対象疾患等が理由で特例措置は活用されていない。とのことであった。 <p>関係府省庁の調査によれば、平成 30 年に実施した前回の調査時（実績 1 件：12 症例）以後、本特例措置を使った臨床試験の実施例がないため、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないとのことであった。</p> <p>医療・福祉・労働部会の審議においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用自治体及び活用医療機関は、本特例措置の効果を認め、今後も活用を続けていくこと ・ 現在本特例措置を活用している医療機関において、第 1 相の臨床試験自体については、シーズを見つけることの難しさなどもあって件数は多くないが、平成 30 年度以降、毎年 1、2 件、行われていること、が確認された。 <p>以上より、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行うことが適当と判断する。</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行う
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	1 1 2 3
②	特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。
⑤	評価	その他（①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間 2 年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031 年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置活用自治体から、特区計画に示された①発電実験における自主保安による効果（1 年間あたりの時間的・費用的削減効果）、②共同研究の推進による効果（共同研究数の推移）、③研究成果の産業への移転推進による効果（ベンチャー企業・雇用創出数の推移）、④間接効果（国際化の進展、地域開発の促進、観光資源としての活用、科学に触れ親しむ環境整備等）に関し、特区計画通り又は計画以上の効果が得られたという回答があった。 ・ 実際に事業を行う事業者からは、次のような回答があった。特区制度が適用されて以降、佐賀大学ではウエハラサイクルの発電実証やアンモニア水の媒体組成の最適化、アンモニア水用熱交換器の最適化などが進められている。これらの世界で最も進んだ研究開発がタイムリーに進められたのは法定検査の減免の効果が大きいと考えられる。 <p>とのことであった。</p> <p>関係府省庁の調査によれば、発電設備の運転時間が短かったことから、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないとのことであった。</p> <p>地域活性化部会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備の運転時間が短かったこと ・ 現在活用されている区域計画は、2022 年から 10 年間の計画になっており、その後も継続して特定事業を行うためには、更新が必要であることが確認された。 <p>以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間 2 年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031 年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行うことが適当と判断する。</p>
⑦	今後の対応方針	①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間 2 年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031 年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	1308
②	特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。
⑤	評価	全国展開
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区計画の実施により期待される経済的社会的効果の達成状況について、概ね目標値どおりであることが確認された。計画における、5年間のコスト削減効果は、2千万円であるが、過去5年間のコスト削減効果は、1千数百万円となっている。 ・特定事業の要件のうち「異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混同しないこと。」について、当該廃棄物用の専用設備として、運転、設備管理をしている。 ・特定事業の要件のうち「特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。」について、当該廃棄物の性状、使用条件に適応した材質等で設備設置の上、使用し、パトロール等による異常監視を行っている。 <p>とのことであった。</p> <p>関係府省庁の調査によれば、実利用者である処理業者、排出事業者及び自治体からの回答からは、全国展開に伴う弊害は特にないとのことであった。</p> <p>地域活性化部会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果が一応あり、弊害がない本特例措置の活用を進めるための周知を工夫すべき ・パイプラインのメンテナンスコスト等もかかるため、経済的効果をもう少し整理すべき <p>などの意見があった。</p> <p>また、追加の調査等により、パイプラインの設備投資、メンテナンスコスト等を加味しても、経済的合理性があること、その他、ローリー搬送作業におけるホース繋ぎ作業での内容物の環境放出、労働者暴露の軽減などの経済的社会的効果があることが確認された。</p> <p>以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、全国展開することが適当と判断する。</p>
⑦	今後の対応方針	関係府省庁において、令和5年度中に省令の改正等所要の措置を講ずる。
⑧	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 (廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正により全国展開を実施)
⑨	全国展開の実施時期	令和5年度中に措置

評価意見

①	別表1の番号	1310
②	特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。
⑤	評価	その他（他地域の活用に向けた意向と取組状況を引き続き踏まえて評価委員会が適当と認める時期に評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（H24 年度下半期）調査では実績がなかった銃による捕獲頭数が数十頭確認された。 ・ 各区域は「許可捕獲」による捕獲を主たるノヤギ対策としている。 ・ ノヤギの捕獲頭数は少ないが、許可捕獲と特定事業による狩猟により、生活環境・生態系に係る被害防止に一定の効果があったとのことであった。 <p>関係府省庁の調査によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノヤギによる被害は、全国規模で発生してはならず、現時点では特定の地域（鹿児島県、沖縄県、長崎県）に限られている ・ 既に本特例措置を活用している鹿児島県以外の地域においては、本特例措置の活用にあたっては、前提となる要件（①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること、②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。等）を充足するため、狩猟による捕獲を行うことを目的とした放し飼い防止条例の制定等が必要となる。 ・ と畜場法及び化製場法上、食肉利用できない、捕獲現場でとさつ、解体ができない等により、捕獲が促進されていないとのことであった。 <p>地域活性化部会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の状況から弊害が発生すると懸念されることから、本特区を現時点で、全国展開すべき状況ではないと考える。 <ol style="list-style-type: none"> ①特区以外の地域で、ヤギの放し飼い防止条例が策定されていない。 ②ノヤギが確認されている地域は、離島等の一部地域にも関わらず、狩猟免許は全国共通である。 ③ノヤギ特区の先行地である奄美大島においても、と畜場法と化製場法の制度的な問題が解決していない。 ・ 再評価の条件としては、以下が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ①ノヤギの生息地域で、ヤギの放し飼い条例が策定されること。 ②狩猟による捕獲をしたいという地域のニーズ（特例措置の申請）があること。 ③と畜場法及び化製場法の問題が解決すること。 ・ と畜場法及び化製場法の問題は、別途、狩猟鳥獣の指定の話とは切り離して検討すべきであること ・ 生息地が限られている狩猟鳥獣の例は既にあり、試験などの負担は、その場合と同様であること <p>などの意見があった。</p> <p>以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う、また、本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行うことが適当と判断する。</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う。また、本特例措置の評価

		は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—